

損害賠償責任保険（生徒の自転車保険等）加入について [懐風館高 PTA]

●はじめに

大阪府では自転車条例により平成 28 年 7 月 1 日から自転車利用者は自転車保険（※）に加入しなければなりません。

自転車利用者が損害賠償責任を負った場合の経済的負担の軽減と、被害者の保護を図るため、自転車保険の加入が義務化されています。

※自転車事故によって生じた他人の生命又は身体の損害を補償することができる保険又は共済をいいます。

本校では、大阪府自転車条例に定める自転車保険に加入していることになる P T A 損害賠償責任保険[団体保険]に全生徒が加入する扱いとし、自転車通学生徒の自転車保険への加入確認を省略しています。

注: 団体保険加入しない場合は、各個人で自転車保険加入とし、自転車保険加入確認書の提出を求めることになります。

加入保険は、自転車による加害賠償責任にかかわらず日本国内における生徒の行為に起因する賠償責任（対人・対物）を補償する制度で、生徒本人のケガ等は対象となりません。

●補償内容・補償限度額と保険料

生徒に係る賠償責任の補償内容・補償限度額は、全国高 P 連「損害賠償責任保険制度」と同様(示談交渉サービス無し)で、以下のとおりです。(本校 P T A 独自契約のもの)

| | | 支払限度額 | | | 免責金額 1 事故 | 補償をうけることができる者 | 備考 |
|-----------------------|------|-------|-------------------|--------|--------------|---------------|----|
| | | 1 名 | 1 事故 | 期間中 | | | |
| 児童・生徒賠償責任 (自転車事故他) | 対人 | --- | 1 億円 (対人・対物合算) | --- | 0 円 | 生徒・生徒親権者 | |
| | 対物 | | | | | | |
| PTA 活動遂行に伴う賠償危険 | 対人 | 5 千万円 | 3 億円 | | 10 千円 | PTA | |
| | 対物 | --- | | | | | |
| PTA 保管物賠償危険 | 財物破損 | 10 万円 | 500 万円 | 500 万円 | 5 千円 | PTA | |

児童・生徒賠償責任【主なお支払い事例】

- ・生徒が自転車で買い物の途中に歩行者と衝突しケガをさせた。
 - ・生徒が公園で野球をしていて、他人の家のガラスを割ってしまった。
- 登下校中や休日などに起きた加害賠償責任事故まで 24 時間補償対象です。

PTA 賠償危険【主なお支払い事例】

- ・PTA 催物会場で案内板が突然倒れて入場者が負傷した。
- ・PTA 水泳教室で監督指導が不十分であったため児童が溺れて死亡した。
- ・PTA 野球大会のためにレンタル店からバットを借りていたが、使用中に折ってしまった。

保険料は、保険加入の児童・生徒数に基づいて計算されます。
 保険料は学年費に計上して支弁します。(R7 年度から、学年の全生徒に適用等するものに関しては、PTA 会費等を充てず、学年費に計上して支弁するものとします。)

●万一、事故(法的に賠償を求められる加害事故)が発生した場合

- ・まず「担任」に、次の事項を連絡してください。
 事故発生日時 事故発生場所 加害生徒名(年・組) 被害者の住所・氏名
 事故の原因(登下校時等の有無) 被害の程度(加害者・被害者、人身・物損)
 その他の必要事項
 交通事故等の場合は、必ず警察に連絡し、事故証明がとれるようにしてください。

担任から、首席(PTA 担当)又は事務室(PTA 担当)経由で保険代理店に取次します。
 保険契約者 : 大阪府立懐風館高等学校 P T A
 契約保険会社・保険代理店 : (略)

(注)

- PTA 賠償責任保険には、保険契約者または被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。
- 学校管理下(登下校含む)における生徒本人の人身ケガ等は、担任から保健室(日本赤十字社 振興センター 災害共済給付制度)に取次します。